

# 第8期川崎市子どもの権利委員会報告書

令和7（2025）年9月

川崎市子どもの権利委員会

## はじめに

川崎市は、平成 12（2000）年に、全国で初めて子どもの権利条例を制定し、子どもに関する施策の充実に努め、子どもの権利の保障を推進する検証機関として子どもの権利委員会を設置した（同 38 条）。自治体の最高法規である条例に明記された本委員会の責務は極めて重い。

本報告書は、第 8 期子どもの権利委員会の活動報告である。①今期の委員会の活動の意義を振り返るとともに評価し第 9 期の委員会に引き継ぐ資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPO が子どもの権利条例と委員会活動への理解を深めるための資料とすること、こうした目的を有している。

構成としては、Ⅰ委員会の意義と役割、Ⅱ委員会の調査及び検証活動（実態・意識調査とヒアリング調査、対話調査、市長諮問への答申）、Ⅲ行動計画に対する意見、Ⅳ各委員からの振り返りの 4 項目となっている。

上記Ⅱにおけるヒアリング調査と対話調査は本委員会の肝となる活動である。また、「子どもの相談及び救済機関の利用促進」との市長諮問に対し、答申として、①子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様性の実現、②相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現、③相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの能力向上の実現、④相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現、⑤子どもの相談・救済を担う人の待遇改善と人員増員、充実した研修内容の実現という 5 項目の具体的提言を行った。更に、上記Ⅲの評価に当たっては、「子どもの目線からの自己評価」の徹底を強調し、重点施策である(1)虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組、(2)子どもの参加を支援する取組への意見及び第 8 次行動計画に向けた意見を提出した。

こうした本委員会の報告書が、子ども達を含む市民にあまねく読まれ、何よりもすべての部局の職員が理解し、子どもの最善の利益を実現していくことを望む。

本委員会の委員は、一人ひとりが多様なバックグラウンドを有している。本委員会の強みはこの多様性にあると考えている。委員一人ひとりが本委員会の重い責務を認識し、常に子どもを真ん中におき、川崎市の具体的な人と場所における実現を想定した議論と活動を行ってきた。子ども達の意見を誰よりも直接聞いてきた集団との自負がある。

私達自身が、現場でもがき、悩み、汗をかき、少しでも川崎市の現状をより良くしようと取り組んだ活動の記録であるこの報告書が、川崎市政に反映され、子ども達の環境改善につながることを願う。

2025（令和 7）年 9 月

川崎市子どもの権利委員会委員長 鈴木 秀洋

## 目次

### はじめに

#### I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証…………… 1
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際…………… 2
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動…………… 3
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動…………… 3
- 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ…………… 3

#### II 第8期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査を参考にしたヒアリング調査…………… 6
- 2 検証活動としてヒアリング結果をさらに深めるための対話調査…………… 12
- 3 子どもの相談及び救済機関の利用促進（答申）…………… 13

#### III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

- 1 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について…………… 15
- 2 第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見…………… 16

#### IV 第8期子どもの権利委員会を振り返って…………… 19

### 資料

- 1 第8期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 25
- 2 第8期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 26
- 3 第8期川崎市子どもの権利委員会名簿…………… 28
- 4 川崎市子どもの権利に関する条例…………… 29

#### 凡例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。

## I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

### 1 条例及び子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証

川崎市子どもの権利委員会第8期（令和4（2022）年10月～令和7（2025）年9月）の活動を報告するにあたって、第1期から第7期までの報告書と重複する部分もあるが、子どもの権利委員会の意義・役割・活動の特徴などについてあらためて述べておきたい。

#### (1) 子どもの権利委員会による検証の意味と意義

子どもの権利委員会は、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証する第三者機関である。ここでいう検証とは、①子どもの権利に関する実態・意識調査を参考にして子どもの権利状況を把握するためのヒアリング調査をし、②行政の自己評価等に基づき行政や市民等と対話を行い、それらの結果を踏まえ、③子ども施策の進展に向けた提言を行う一連の活動である。

このような検証は、これまで国や自治体で進めてきた事業評価・政策評価とは異なり、子どもの権利を基準にした新たな事業評価・政策評価といえる。これまでの事業評価・政策評価は、費用対効果、効率性、有効性などを数値で計ることが一般的であるが、そのような方法のみでは権利保障に関する評価としては十分ではなく、また権利保障の推進に好ましい結果をもたらさないこともある。事業・政策の多くは権利保障にかかわるので、評価の視点や方法に権利を含めることが重要であり、その効果として予算や人の効率化、事業の改善、説明責任の向上、職員の意識改革などにとどまらず、子どもの視点、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが不可欠である。

この検証のプロセスを貫くものは子どもの権利という視点である。基準となる子どもの権利は、子どもに関わるグローバルスタンダードである子どもの権利条約と川崎市における子どもの権利に関する施策の基本となる子どもの権利条例に基づいている。

また、この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、行政からすると、もっぱら施策の対象と位置付けられるが、子どもの権利条約や子どもの権利条例で示されているように権利の主体である。子どもは権利の主体であるという視点から、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず子どもをはじめとする市民の評価も含めて検証することが求められている。

このような検証のプロセスは、子ども施策の計画・実施・評価の総合化につながるものである。

#### (2) パートナーシップの視点と手法としての対話

子どもの権利委員会は、委員、行政職員、市民によるパートナーシップ型の検証機関として位置づけられ、その活動もパートナーシップの視点と方法を重視している。子どもの権利委員会の活動においては、子どもの権利の実態あるいは子ども施策の現状等について、一定の基準・指標に基づき、子どもの権利委員会と行政や市民・NPO等が理解を深めたり、成果や課題を見出したりするという方法を大切にしている。こうした手法を「対話」といって子どもの権利委員会はこれまでも重視してきた。

子どもの権利をはじめ権利の保障にかかわることがらの大部分は、議会や行政任せでは実現しな

い。市民・NPOのかかわりや参加が不可欠であるし、そのための条件整備が求められる。子どもをはじめとする市民の参加は、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組の実態などを明らかにすることに貢献し、条例の内容とその推進をより現実的で効果的なものにする。そのなかでも、子ども自身の参加が一層重要であることはいうまでもない。

施策を実施する者、施策を検証する者、市民、子どもが、それぞれの役割を確認しあいながら、パートナーシップの下に子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視した。しかし、子どもの権利委員会と市民・NPO、あるいは行政と市民・NPOとのパートナーシップについて、第8期においても、より広く機会を持つことに努め、持ち方の工夫にも努めた。相互の対話は、それ自体、子どもの権利の認識を深め、条例が知られるきっかけともなるので、検証のプロセスにしっかりと位置づけていく必要がある。

### (3) 子どもの権利委員会の活動を支える構成と主体的な活動

子どもの権利委員会の委員は、子どもの権利条例により、「人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民」(第38条第4項)から構成されている。委員の専門あるいは活動分野の多様性は、多角的な審議や効果的な提言をもたらしたといえよう。とかくこうした委員会においては学識経験者が主導になりがちであるが、第8期の委員会活動においても、すべての委員がそれぞれの立場で十分な力を発揮したことが重要な成果である。

実態・意識調査の項目作成・結果分析・報告書の作成、子ども施策の検証・答申書の提出というような活動はすべて、子どもの権利委員会が主体的に行った。また、審議においては、委員同士の自由かつ活発な議論に基づき、委員会自らが視点・内容・手法を提示しつつ、検証し答申を行った。

なお、行政においては、関連部署で構成される「川崎市こども施策庁内推進本部会議」を設け、全庁的な連携・調整を行いながら子どもの権利施策を推進するとともに、子どもの権利委員会による検証についても連携している。

## 2 子どもの権利委員会による活動の実際

(1) 第8期子どもの権利委員会は、5ページの図にあるように、まず、第1期から第7期までの調査も考慮しながら、市長の諮問事項である「子どもの相談及び救済機関の利用促進」を一つの柱にし、子どもや保護者などにヒアリング調査を行った。調査にあたっては、川崎市が実施した「子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果を参考にしている。この調査の特徴は、子どもからの調査においても、(学校を通じての調査ではなく)住民基本台帳に基づく無作為抽出調査方式をとっており、資料的価値が高いこと、子どもの安心や自己肯定感をはじめ子どもの育ちの基本にかかわる項目を含んでいること、調査項目を継続してデータの集積と経年比較ができるようにしていることなどがあげられる。

(2) その上で、行政や市民(親の会など)との対話を行った。従来、権利委員会では諮問事項を検証するにあたり、行政職員及び子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いてきた。

また、子どもの意見表明では、実態・意識調査だけでは汲み取ることのできない、子どもの思いに触れられる機会となり、子どもへのヒアリング調査は有効的であったと考える。さらに、限られた範

困ではあったが、多様な背景を持つ子どもへのヒアリング調査も行えたことは成果であった。

- (3) 子どもを含む市民との対話について、どのようなやり方で、誰に、どのようなテーマでこれを実施するかは、これまでの各期の委員会でも常に課題になってきたところである。今後も試行錯誤が続くと思われるが、検証への参加の意義とともに、条例への関心、検証活動または委員会への関心、さらに子どもの権利への関心を持つことにもつながることを踏まえて、多様な形で実施されることが望まれる。
- (4) これらの結果を踏まえ、子どもの権利委員会で審議し、「子どもの相談及び救済機関の利用」について市長へ答申した。
- (5) さらに、「(仮称) 第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に関する審議も行った。第1期から第7期、そして今期の子どもの権利委員会の検証結果および第1次から第6次までの行動計画の実施状況を踏まえながら、(仮称) 第8次行動計画の策定についての意見を提出した。行政は、この意見を受けて行動計画を策定することになる。

このように、子どもの権利委員会の検証は、行政が実施している計画 (plan) → 事業の実施 (do) → 評価・検証 (check) → 措置 (action) → 計画策定 (plan) という総合計画の進行管理体制に合わせ、それをいっそう効果的に進める外部評価的機能を兼ねている。

### 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動

子どもの権利条例は子どもをはじめとする市民参加のもとで丁寧につくりあげられ、議会でも全会一致で成立した。しかしながら、子どもの権利および子どもの権利条例についての理解は、川崎市の行った実態・意識調査の結果を見ても未だ十分とはいえない。このようななかで、実態・意識調査、行政に示した自己評価実施要領、行政・市民・NPOとの対話など子どもの権利委員会での検証活動自体が、行政や広く市民・NPOに子どもの権利や子どもの権利条例についての理解・啓発の役割も果たしている。

### 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動

なお、付言すれば、子どもの権利条例がそうであるように、子どもの権利委員会の活動も子どもの権利条約をはじめとする国際水準を常に踏まえている。そのこともあって、国内の多数の自治体における子どもの権利に関する条例の制定や実施に影響を与えているとともに、現に制定中の自治体にも参考にされている。

### 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ

子どもの権利条例では、第7章で「子どもの権利の保障状況の検証」として、本委員会の設置と検証についての流れを規定しており、それに従って検証作業を進めた。

#### (1) 子どもの権利委員会の条例における位置づけ

- ア 子どもへの権利に関する行動計画への意見具申 (条例第36条第2項)
- イ 市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議 (同第38

条第2項)

- ウ 市長その他の執行機関に対し、諮問事項に係る施策について、評価等を行うべき事項を提示（同第39条第1項）
- エ 評価に際しての市民意見の聴取、特に子どもの意見聴取への配慮義務（同第39条第3項、第4項）
- オ 市長その他の執行機関からの評価及びエの意見を総合的に勘案した、子どもの権利の保障の状況に関する調査審議（同第39条第5項）
- カ 調査審議から得た検証結果を市長その他の執行機関に答申（同第39条第6項）

(2) 検証イメージ

令和4(2022)年10月

第8期川崎市子どもの権利委員会 発足  
(任期令和4(2022)年10月1日~令和7(2025)年9月30日)

令和4(2022)年12月

市長からの  
諮問  
「子どもの相談及び救済機関の利用」

令和5(2023)年6月~

市民等へのヒアリング調査

調査  
審議

令和6(2024)年5月~

行政職員・関係機関運営団体等との対話調査

令和7(2025)年4月

市長へ答申  
「子どもの相談及び救済機関  
の利用促進」  
(答申)  
公表

市民  
へ  
公  
表

行動  
計画  
への  
意見  
審議

令和7(2025)年9月

第8期川崎市子どもの  
権利委員会報告書  
公表

## II 第8期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第8期では、川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の2部門だが、部会の委員だけでなくすべての委員で情報を共有しながら協力して調査・審議してきた。

調査部会

行動計画部会

### 1 子どもの権利に関する実態・意識調査を参考にしたヒアリング調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために概ね3年ごとに行う調査である。令和4（2022）年に8回目の調査として、条例の認知度や子どもの自己肯定感等について川崎市が実施している。その結果を参考にして、第8期の諮問である「子どもの相談及び救済機関の利用促進」を軸として、実態・意識調査の結果だけでは汲み取れない、子どもの思いを調査するため、次のとおりヒアリング調査を実施した。

#### （1）調査概要

##### ● 調査対象

主に11歳から17歳までの次の子どものうち調査に協力してくれる者及び、乳幼児や障がいのある子を持つ保護者

ア 家庭等で困難な状況にある高校生

イ 外国につながる子を持つ保護者

ウ 不登校の子ども

エ 学校に通っている子ども

オ 未就学の子を持つ保護者

カ 障がいのある子どもとその保護者

キ 保護された子ども

※ 詳細は次ページ<別表>、各対象別に掲載

##### ● 調査期間 令和5（2023）年6～7月

##### ● 調査方法

ア ヒアリングは川崎市子どもの権利委員会委員のうち1人以上が、20分程度の聴き取りを行う。

イ 施設の職員又は保護者は、原則として立ち会わない。（介助者等は除く）

ウ 対象となる子どもには、事前にお問い合わせ文の配布や、直前のオリエンテーション等を行い、子どもにも理解できるように配慮する。

エ ヒアリング時の呼出しや記録等は、子ども個人が特定できないように、実名等での取扱いを行わない。

● 主なヒアリング項目

ア 子どもの権利条例を知っているか

イ 日頃、おとなは子どもの権利を意識して関わっていると思うか

ウ 今まで、困ったり悩んだりしたときに、誰か(どこか)に相談したことはあるか

「ある」と回答した場合

- ・ 誰(どこ)に相談したか
- ・ 相談内容
- ・ 相談した感想

「ない」と回答した場合

- ・ 相談しなかった理由
- ・ 身近な相談先

エ 相談時に望むこと(相談相手、相談場所、相談機関、相談方法等) など

共通項目の他、対象ごとの個別項目を設けている。詳細は、各対象別に掲載している。

< 別表 >

	対象区分	施設区分	対象者数
1	家庭等で困難な状況にある高校生	市立高校定時制 居場所カフェ	4人
2	外国につながるのある子をもつ保護者	外国人の子育てひろば	4人
3	不登校の子ども	ゆうゆう広場	3人
4	学校に通っている子ども	川崎市子ども会議	3人
5	未就学の子をもつ保護者	地域子育て支援センター	4人
6	障害のある子ども(保護者)	市立支援学校	2人
7	保護された子ども	一時保護所	2人
	合計		22人

(2) ヒアリング調査から分かったこと

子どもや保護者を対象とした7か所のヒアリング調査結果について、次の4つの視点から分析し、相談・救済機関の利用当事者の視点から、相談・救済をめぐる課題について明らかにした。

- ① 相談をどのように捉えているのか
- ② 相談しようと思ったとき・実際に相談したときに起きたことや感じたこと
- ③ 子どもや保護者が相談に対して望むこと
- ④ ヒアリング先の特徴に即した相談の課題

① 子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか

子どもや保護者にとって、相談するという行為には、いくつかの意味合いが含まれている。

相談した経験（相談内容）等に関する回答を分類してみると、①回答のほしい内容（解決したい課題）がある程度定まっている状況下での、特定の専門家に対する相談、さらに問題が起きた時のために備えておく行為と、②悩み事や気持ちを打ち明けて聴いてほしい、困りごとに対して一緒に考えてほしい状況下での、立場を同じくする身近な人に対する相談に分けることができよう。

そして、以上のような経験に共通する点として、当然ではあるが、いま自分が直面している課題、悩みや困りごと、不安な気持ち等に対して、「信頼できる人とつながり、受け止めてほしい・応答してほしい」という主体的な思いや行動を認めることができる。

表1 子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか

相談への期待	ヒアリングにおける語り
<p>1 回答のほしい内容（解決したい課題）がある程度定まっている状況下での、特定の専門家に対する相談、さらに問題が起きた時のために備えておく行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不登校のことを相談したり、家庭での問題などを、スクールカウンセラーや病院のカウンセラーに相談した」（居場所カフェ）</li> <li>・「病気などのことは病院の先生に相談する」（ゆうゆう広場）</li> <li>・「子どもの病気については、医師につながる電話相談を利用した」（地域子育て支援センター）</li> <li>・「子どもの成長に不安があった時も、定期的に保健師から電話や訪問があり、必要に応じて栄養士も一緒に来て相談できた。病気については、専門医のいる病院などのアドバイスもしてくれた」（地域子育て支援センター）</li> <li>・「チャイルドラインに電話したがつながらず、児童相談所に電話した」（一時保護所）</li> <li>・「小学校入学時に総合教育センターに相談した」（支援学校）</li> <li>・「スクールカウンセラーといのちの電話については、利用したことがある」（子ども会議）</li> <li>・「LINE 相談を利用したことがある」（一時保護所）</li> <li>・「LINE 相談は登録していたことがある」（ゆうゆう広場）</li> </ul>
<p>2 悩み事や気持ちを打ち明けて聴いてほしい、困りごとに対して一緒に考えてほしいときの相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「友だちには相談というより、話を聴いてもらう感じで、共感してもらえる安心感を求めている」（居場所カフェ）</li> <li>・「パートナーや同じルーツの友人に相談する」（外国人子育てひろば）</li> <li>・「出身地が同じ先輩が近くに住んでいて、子育ての先輩でもあるので、よく相談する」（地域子育て支援センター）</li> <li>・「パートナーや親、地域子育て支援センターのスタッフ、みまもり支援センターの職員など、身近な人や地域で相談できる場所や人がいる」（地域子育て支援センター）</li> <li>・「子育て広場で相談することも多い」（外国人子育てひろば）</li> <li>・「親に話をしたり、ゆうゆう広場のスタッフ、友達に話を聞いてもらう」（ゆうゆう広場）</li> <li>・「親や先生、友だちや近所の大人に相談している」（子ども会議）</li> <li>・「困ったことがあった時は、家族や学校の先生に相談している」（支援学校）</li> </ul>

## ② 相談しようと思ったとき・実際に相談したときに起きたことや感じたこと

子どもや保護者は相談しようと思ったときや、実際に相談したときに、どのような経験をしたのだろうか。ヒアリング調査結果を分類すると、①相談することに障壁があった・相談を思い止まってしまった、②相談したが失望させられた・あまり役に立たなかった、③思い切って相談したことにより、よい結果につながった、の3点に整理することができた。

表2 相談しようと思ったり、実際に相談したことで生じたこと。感じ・考えたこと

相談をめぐる経験	ヒアリングにおける語り
1 相談することに障壁があった・相談を思い止まってしまった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院に相談したいときも、日本語のみの対応の場合はパートナーなどに頼らなければいけない（外国人子育てひろば）</li> <li>・コロナ禍で対面相談が制限されることもあり、相談したいタイミングで相談できないこともあった（居場所カフェ）</li> <li>・病気やコロナの時に、誰に相談したらいいかわからなかった（外国人子育てひろば）</li> <li>・スクールカウンセラーは予約が取りにくい。大事なことじゃないと相談しようと思わない。忙しそうで話しかけづらい（子ども会議）</li> <li>・自由に使える電話がないのでかけられない（子ども会議）</li> <li>・友だちが悩んでいることで相談したいと思ったことがあるが、勝手には相談できない（子ども会議）</li> <li>・成長に応じて「自分で解決しなければ」という気持ちも大きくなっていく（子ども会議）</li> </ul>
2 相談したが失望させられた・あまり役に立たなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みを相談しても「そういうことを考えなければいい」と言われ、なんの解決にもならないことがあった（居場所カフェ）</li> <li>・小学校入学時に総合教育センターに相談したが、予約するのに時間がかかるなど面倒な経験をしたため、その後は利用していない（支援学校）</li> <li>・親との関係がうまくいかず、LINE 相談を利用したが「自分でしたことを考えてみて」とのアドバイスで、何でそんな答えだったのかがっかりしたし、利用しても解決しないと呆然とした（一時保護所）</li> <li>・親の急な病気で、救急車を呼んだが、警察も来て十分な説明もなく、保護所につれてこられた（一時保護所）</li> </ul>
3 思い切って相談したことにより、よい結果につながった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の時の友だちとのトラブルで納得いかない出来事があったが、何度も先生と話し合うことで理解してもらったので、その後も先生に話しやすかった（居場所カフェ）</li> <li>・家庭の事情について悩みがあった。習い事の先生に教えてもらって、チャイルドラインに電話したが、電話がつながらず、保健室に貼ってあったポスターを見て児童相談所に電話した。話しているうちに思いがあふれて泣いてしまった。学校にも話していいか確認されて、翌日学校の先生から、学校に児童相談所の職員が来て話ができると提案されたので、学校で直接話をした（一時保護所）</li> </ul>

相談をめぐる課題としては、第一に、相談したいと思ったにもかかわらず、「言葉の壁」「適切な相談先についての情報の欠如」「自由に使える電話の欠如」「予約の取りづらさ」「忙しそうなお姿」「自分で解決しないといけない…という思い」など、相談に対する何らかの障壁のために、相談自体につながることができないという課題である。第二に、思い切って相談してみたものの、「自分で考えて」「そういうことは考えなければいい」などと一方的に言われたり、「相手側の説明不足」「予約に時間がかかったため、その後は利用していない」など、相談先の対応に失望させられたり、役に立たなかったという課題を確認できた。

一方で、よい結果につながった相談には、相談者の対応として、「何度も話し合う」など関わり続けること、子どもが自分の思いを表現できるように、子どもの話を聴き続けること、適切な相談先を丁寧に提案することを確認することができる。

### ③ 子どもや保護者が相談に対して望むこと

子どもや保護者は相談について、どのようなことを望んでいるのだろうか。相談時に望むことに対する語りを分類した結果、次のように整理することができた。

- (1) 相談先の環境や対応、相談方法に関する内容
    - ①話しやすい人や雰囲気
    - ②気持ちを共有しやすい人同士で話せること
    - ③いろいろな形の話しやすさ（対面、チャットやLINEなど）
  - (2) 相談することへの障壁を減らすこと・取り除くこと
    - ①気軽に行ける身近な場所にあること
    - ②相談者の特徴や求めに即した対応
    - ③どこに相談するとよいのか、わかりやすいこと

表3 相談に対して望むこと

大項目	中項目	ヒアリングにおける語り
1 相談先の環境や対応、相談方法に関する内容	①話しやすい人や雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かしこまった雰囲気の場所よりも、子育て広場のような明るい雰囲気の場所のほうが話しやすい（外国人子育てひろば）</li> <li>・身近な人で、話しやすい人（支援学校）</li> <li>・電話など顔の見えない機関ではなく、直接話せるほうが子どもは相談しやすいと思う（支援学校）</li> </ul>
	②気持ちを共有しやすい人同士で話せる工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども同士のほうが話しやすいこともあるので、子ども同士で話せる場があるといい（子ども会議）</li> <li>・1対1の相談というより、複数人の同じ子育て家庭などと一緒に、話をしたり聞いたりする場所があるといい（地域子育て支援センター）</li> </ul>
	③いろいろな形の話しやすさ（対面の、チャットやLINEなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話より直接会って話したい（居場所カフェ）</li> <li>・電話よりチャット形式のほうが話しやすく、LINEはとても便利なので、悩みの解決につながるなら相談したい（ゆうゆう広場）</li> <li>・自由に使える相談ツールなど、いろいろなバリエーションがあるといい（子ども会議）</li> </ul>

2 相談することへの障壁を減らすこと・取り除くこと	①気軽にに行ける身近な場所にあること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談したいと思った時に気軽にに行ける場所なら行きやすい（居場所カフェ）</li> <li>・区役所など比較的近くにあつて、子育てについてなど気軽に相談できる場所（地域子育て支援センター）</li> </ul>
	②相談者の特徴や求めに即した対応を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもは、活舌が悪い場合もあるし、思っていることを言葉や文章にすることが困難な場合もあり、電話相談やチャット相談は困難である（支援学校）</li> <li>・公共サービスの翻訳サイトは見づらいものが多く、ほしい情報に辿りつけなかったり、正しくない翻訳の場合が多い（外国人子育てひろば）</li> <li>・公共サービス窓口や相談機関では外国語対応が不十分なため、相談機関を利用することがない（外国人子育てひろば）</li> <li>・小学生は電話する勇気が必要で、電話代がかかることも心配（居場所カフェ）</li> </ul>
	③どこに相談するとよいのか、わかりやすいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談カードが配られても、自分の悩みに対してどこに電話すればよいのか分かりにくい（居場所カフェ）</li> <li>・どのようなことを相談していいのか、参考になるような例があると分かりやすい（子ども会議）</li> <li>・「相談してね」と声掛けやカードに書くよりも、「話を聞いてあげるよ、聞かせてね」のほうが、気軽なイメージで話しやすいように感じる（子ども会議）</li> <li>・二次元バーコードなどであると利用しやすい（支援学校）</li> </ul>

#### ④ 子どもや保護者の特徴に応じた相談対応～子どもの権利委員のまとめから～

「居場所カフェ」の高校生からは、「日常において気軽に、対等に話ができる居場所づくり」の大切さが示された。「子ども会議」の子どもからは、「相談すると迷惑をかけてしまう」「相談することの恥ずかしさ」、中高生になるにしたがって「自分で解決しなければ、という思い」に囚われることから、相談することは子どもの権利であること、相談するとどうなるか見通しも伝えていく必要性が示された。

「ゆうゆう広場」に通う子どもからは、大人が一方的に伝えるのではなく、本人の納得を大切にすることが示された。「支援学校」の子どもや保護者からは、障がいへの理解や配慮に基づく、身近な人による寄り添い型の相談の必要性が示された。

「一時保護所」の子どもからは、最初の相談（ファーストコンタクト）における丁寧な対応の必要性（なぜなら、最初の対応が、その後の相談に信頼を抱けるようになるか、諦めるかを左右させるから）と、子どもの声を積極的に拾う姿勢、相談することでどのような改善につながるのか見せていく必要性が示された。

「外国人の子育て広場」を利用する保護者からは、より身近な場所に情報交換できる場、翻訳を通して子育て情報を届ける必要性が示された。「地域子育て支援センター」を利用する未就学の子どもの育てる親からは、同じ境遇の人同士で、気軽に話せる場の有効性が語られた。

## 2 検証活動としてヒアリング結果をさらに深めるための対話調査

### (1) 対話

川崎市子どもの権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされている(条例第39条第3項)。

そこで、市長から諮問された「子どもの相談及び救済機関の利用促進」に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、子どもや保護者を対象とする10か所程度の相談・救済機関や子どもの居場所(人権オンブズパーソン担当、川崎市南部児童相談所、教育相談センター、不登校親の会、中央支援学校、子ども夢パーク、子ども会議、定時制高校居場所カフェ、地域子育て支援センター、外国人の子育てひろば、ヤングケアラー所管部署(こども未来局総務部企画課)の職員)に関わる職員等との対話調査を次のとおり行った。

	対話先(対象)	実施日時	実施場所
1回目	一時保護所・児童相談所(職員)	令和6年5月15日(水) 10:00~12:00	市内児童相談所
	人権オンブズパーソン担当(職員)		
2回目	総合教育センター教育相談センター ゆうゆう広場(職員) 教育委員会支援教育課(職員) 川崎市内の不登校親の会 (市民団体メンバー)	令和6年5月22日(水) 10:00~12:30	川崎市役所本庁舎復元棟 201会議室
	市内支援学校(職員) 教育委員会支援教育担当(職員)		
3回目	子ども夢パーク(スタッフ)	令和6年5月31日(金) 14:00~15:00	川崎市子ども夢パーク
4回目	子ども会議 (担当職員・サポーター)	令和6年6月2日(日) 15:00~16:30	川崎市子ども夢パーク
5回目	(ヤングケアラー関係) こども未来局企画課(職員)	令和6年6月3日(月) 15:00~16:00	川崎市役所本庁舎 1402会議室
6回目	定時制高校居場所カフェ (運営団体スタッフ)	令和6年6月7日(金) 15:00~16:00	市内市立高校内
7回目	地域子育て支援センター(職員)	令和6年6月11日(火) 15:30~16:30	川崎市役所本庁舎 203会議室
8回目	外国人の子育てひろば (職員・運営ボランティアスタッフ)	令和6年6月14日(金) 12:15~13:30	多摩市民館 児童室

内容	② 事業の内容について ② 運営実態と成果について ③ 相談体制について ④ 情報共有方法について ⑤ 他機関との連携・協力体制について ⑥ 特別な配慮の必要な子ども(保護者)の対応について (障がいのある、外国につながるのある、乳幼児など) ⑦ 相談・救済に係る対応での好事例など ⑧ 相談・救済機関の職員・スタッフの資質や、子どもや保護者との対応の向上について 等
----	--

### 3 子どもの相談及び救済機関の利用促進について（答申）

実施日 令和7（2025）年4月25日（金）

実施場所 市長応接室

出席委員 鈴木委員長、加藤委員、霜倉委員、高石委員、出口委員、畑委員

#### 【提言にあたって】

今回の諮問は第3期の諮問と重なる面がある。当時の答申との比較をしてみしてほしい。同じ提言がなされてはいないか。また前回の第7期答申とも比較してほしい。果たして同じ提言が繰り返されてはいないか。私たち委員は、多面的かつ具体的な提言を行っている。果たして連続して同じ提言が繰り返されているとしたら、それはなぜなのか。子どもの権利条例先進自治体である川崎市は、これまで他の自治体の目標とされてきた。しかし、現在では、川崎市と同様の子どもの権利条例を有し、仕組みを進化させている自治体は少なくない。もちろん、他の自治体との比較は必須ではなく、また条例を改正する必要があると言っているのではない。川崎市民が、川崎市の子どもたちがどのように感じているかが重要であり、その点を私たち委員は丁寧に汲み取ってきたつもりである。

川崎市が誇りとしてきたこの条例制定趣旨に則り、徹底的に子ども側の視点に立って私たちは議論を重ねてきた。子どもたちの相談及び救済機関の利用促進との切り口から、私たちは、子どもたちの笑顔を増やしていくための提言をまとめた。

この提言をどのように受け止め、市政に反映させるか、ボールは川崎市にある。提言が川崎市政に反映され、子どもたちに届くことを願う。

#### 【子どもの相談及び救済機関の利用促進についての提言】

提言1 子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様性の実現

- 1 子どもの権利の普及・啓発を含めアクセスしやすいあり方の工夫に取り組む必要
- 2 安心してなんでも話せる場づくり、関係づくりに努める必要
- 3 困難な立場に置かれている子どもの相談・救済をより積極的に行う必要

提言2 相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現

- 1 人権オンブズパーソンにおいて相談の減少傾向の分析、広報物の効果測定、テキストベースも含めた様々な相談方法の検討の必要
- 2 児童相談所において、虐待通告に関する広報の効果測定、意見聴取等措置に関する調査、一時保護児童の権利擁護に関する調査の必要
- 3 行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要

提言3 相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの能力向上の実現

- 1 子どもに直接関わる、関わらないを含め全職員の子どもの権利に関する価値・倫理観の一

層の充実を図る必要

- 2 子どもが相談しやすい場を増やしていく必要
- 3 子どもに直接かかわらないと思われる機関も、積極的に連携する必要

提言4 相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現

- 1 個別の支援が必要な子ども・保護者の多岐にわたる相談が受けられる相談機関の整備・機能の充実を図る必要
- 2 地域の公的施設や人的資源をさらに生かし、子どもたちの多様な居場所の選択肢を増やす取組を行う必要
- 3 多様な背景を持つ子ども、個別の支援が必要な子どもとその保護者を支える取組をなお一層進める必要
- 4 学校内の環境を見直し、「相談して良いんだ」と子どもが感じられる模擬体験授業など、子どもの権利の説明だけで終わらせない取組を更に進める必要

提言5 子ども相談・救済を担う人の待遇改善と人員増員、充実した研修内容の実現

- 1 子ども相談・救済等を担う人の給与など、待遇改善・向上に取り組む必要
- 2 子ども権利の視点に立った質の高い支援を可能にする職員研修の充実を図る必要
- 3 子ども相談・救済等を有効に進めていくための体制作りや支援ツール導入の必要



### Ⅲ 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

#### 1 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

##### (1) 総論的意見 (令和6(2024)年1月 公表)

「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいて、関係部署が3年間(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)取り組んで来た施策について市が行った自己評価に関して、権利委員会による意見(総論的意見と施策に対する意見)を付して公表した。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000118006.html>

川崎市並びに子どもの権利委員会は、今後も自治体の先頭に立って、子どもの権利の保障にむけた活動を行っていく。その重要な取組の一つが、この評価である。直近の取組を振り返り、評価し、課題を確認することで、条例をさまざまな場面でいっそう活かすことにつなげていきたい。

第6次行動計画に対する自己評価の検証にあたっては、前回の第5次行動計画と同様、以下の点に留意しつつ検証・評価作業を進めた。

- ・市(各所管部署)が行った自己評価に子どもの視点を取り入れられているか。
- ・理解しやすいか(わかりやすさ)。
- ・数値目標に対する実績評価が適確になされているか。
- ・条例条文との相関性を示す努力がされているか。
- ・子ども関連事業で子どもに成果がわかるよう努めているか。

特に、子どもを権利主体とする条例に基づく、事業の評価として、「子どもの目線からの自己評価」の視点から自己評価を行っているのかについて重点的に検証・評価を行うこととした。

##### (2) 重点施策に対する意見

###### [重点施策1] 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

虐待・体罰、いじめの防止及び救済の取組に関しては、単発的なイベントや研修又は目立った特別の取組だけが求められるのではなく、目の前の一人ひとりに対して、子ども目線で、丁寧に向き合い、組織として対応していくことが求められる。

重点でありながら、コロナ禍によりD評価となっている事業については、むしろコロナ禍であったからこそ、やり方を工夫して実施すべきであったのではなかったかと考える。特に、2年間連続実施しなかった、体罰・いじめ防止の指導能力向上を目的とする「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」は、教職員が子どもの権利についての知見を高める必要性は高く、リモート等の手法を駆使してでも実施すべきであったと考える。

事業の毎年の実施状況・成果・課題の記述について、具体性の記述に乏しい事業が多く、成果を評価し難い状況である。子どもの権利を実現する環境を向上させようとするのであれば、抽象的な理念をどう具体的に実施しているのか、視点や基準を所管課や担当者が有し、具体的実施事実(エビデンスや効果測定)を書き込むことで、PDCA評価ができる。少なくとも重点取組としたということは、その事業の実施状況・成果について具体的な書き込みが求められる。そして、そのことが全庁的に共有されることを求める。

虐待・体罰、いじめの防止及び救済の取組に係る該当事業の更なるレベルアップを望まれる。

## 〔重点施策2〕子どもの参加を支援する取組

基本的には、子どもの参加を支援する取組について、事業数の観点から評価するのであれば、非常に数多くの事業が展開されている（子どもページなどの工夫もなされている）ことが評価できる。

しかし、数多くの情報が提供されてはいるが、それらは、それぞれ所管課の事業が単にホームページ等で紹介されているに過ぎず、重点取組としての「子どもの参加を支援する取組」につながっているのかはわからない。

また、子ども参加を前提としての情報提供がなされたとしても、子どもが実際に参加することや参加した後の感想として、本年度の子どもたちからのヒアリングによれば、十分に自分たちの意図が汲まれなかったとの感想も述べられた。

子どもの参加を支援することは、子どもに十分な情報提供を行うだけでなく、その情報の取捨選択の支援、参加事業に関しての不満や苦情等に対する改善を含めた変更等の働きかけの意見表明権等が与えられること、参加することは自分の権利であり、子ども一人ひとりが主体的存在であることが認識されること、こうした一連の過程全体を支援することが求められる。

子ども参加の支援の取組の成果と課題、事業遂行の視点として求めたい。

## 2 （仮称）第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

### （1）行動計画策定にあたって

今期の行動計画策定に当たって本委員会として、次の5つの視点を挙げ、さらに、2つの重点的取組として挙げることにした。

#### ア 計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること

子どもは権利の全面的な主体であると条例にもあるように、子どもの権利に則して策定され、実施されている。この行動計画においては、原則「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であることが望ましい。事業の目的・目標はもちろんのこと、成果や課題についても「子どもの権利」の視点に基づくことで、子どもの権利の推進につながっていくのではないかと。

#### イ 行動計画の見直しについて

この行動計画は、子どもの権利条例が平成13（2001）年に施行され、行動計画は平成17（2005）年から3年間ごとの計画が策定され、約20年にわたり各事業を実施し、各部署での自己評価に基づく権利委員会の評価や、各期権利委員会への諮問に対する答申に向けた検証の資料ともなってきた。

20年以上、川崎市において、行動計画に基づいた子どもに関する施策の推進がされてきていると思うが、条例施行から約25年、行動計画が策定されてから約20年が経過した今、子どもの権利保障のための事業として実施できているのか、自己評価やその評価の基準を含めて評価方法が正しいのかなど、もう一度全体を検証し、必要な見直しをすることが求められているのではないかと。

## ウ 子どもの声を聴き、尊重すること

条例第 11 条では子どもは自分の考えを持つこと、第 12 条では自分に関わることを決めるとき、自分の意見が尊重されること、第 14 条では自分で決めること、第 15 条では意見を表明し、その意見が尊重されることなど、権利の主体である子どもが意見を聞いてもらえることや、大人が子どもの声を聴くことが明記されており、それに基づいて、川崎市では、地域団体等の取組も含めて多様な事業やイベント等が実施されている。

第 16 条には子どもが置かれている状況に応じ、意見表明の方法や参加の手法等に工夫や配慮がされることとあり、子どもが過ごすさまざまな場でその環境があることが重要であるものの、取組は十分ではない。

例えば各学校では、子どもの声を聴く取組が進められていると思うが、校則やローカルルールが優先されたり、教職員や大人側が決めてしまいがちな場面が多くみられる。子どもの周りにいる大人が子どもの声を聴き、その声が尊重されることが大切である。

家庭や育ち学ぶ場、地域のあらゆる場所において、既存の決まり事が一方的に優先されたり、ルールが大人の主導で決められたりするのではなく、子どもと大人が対等に扱われ、子どもが自発的に意見を表明でき、その意見が尊重されるような環境づくりが重要である。

また、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。

## エ 条例や子どもの権利の普及啓発

令和 6（2024）年度に川崎市が実施した、子どもの権利に関する実態・意識調査の結果によると、条例の認知度が、令和 4（2022）年度の結果と比べて、子ども・大人・職員ともに低下している。子どもの権利や条例の普及・啓発のための取組はさまざまあるものの、その効果についての検証がされていない場合や不足している場合がある。取組やその効果について、ある程度仮説を立てながら検証する必要がある。さらに、子どもだけでなく大人が子どもの権利やその理念について知る機会を増やしていくことや、普及啓発のためのさらなる工夫も不可欠である。

また、直接的な普及啓発事業だけでなく、各部局・部署が行う子どもを含めた市民が参加できる事業等と共同・協力することも必要である。

## オ 大人の責務

川崎市が実施した、子どもの権利に関する実態・意識調査の結果を見ると、一般の大人の認知度は毎回低く、18 歳以下の子を持つ親の認知度は 60.1%（名前も内容も知っている・名前だけ知っている）だが、大人全体の認知度は 33.1%にとどまる。あらゆる立場の大人が、子どもの権利を知ること、地域全体で子どもの育ちや子育てを支援することにつながったり、子どもへの虐待の防止等にもつながるため、大人へ子どもの権利や条例について周知する必要がある。

条例策定時の子どもからのメッセージにもあるように、大人が幸せであることが重要だが、条例前文に、子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーであると明記されているように、子どもを一人の人間として接し、声を聴き、大人とともに今と未来をつくるパートナーであるということを再認識してほしい。

## (2) 重点的取組

まず、第一に取組んでほしいこととして、計画策定から評価までのあらゆる段階で子どもの声を聴き、その意見を尊重し反映させてほしい。

### ア 子どもの権利や子どもの視点が大切にしたい取組の充実

子どもの権利や子どもの意見を含めた視点が大切にされるためには、条例や子どもの権利のことを知る必要がある。子どもや子どもに関わる大人だけでなく、広く市民が条例や子どもの権利について知る機会を増やしていくことが重要である。

### イ 多様な背景をもつ子どもを包摂的に

多様な文化的背景をもつ子ども、家庭環境により支援が必要な子ども、不登校の子ども、障がい等で個別の支援が必要な子どもなど、子どもがもつ背景はまさに多様であり、個別の必要に応じた支援に対する施策が進められてきている。それだけでなく、子どもは一人ひとり子どもの権利の主体であり、あらゆる子どもが包摂的に権利が守られることが望まれる。そのため、個別の支援と包摂的な施策を同時に推進していくことが重要である。

第16条には子どもが置かれている状況に応じ、意見表明の方法や参加の手法等に工夫や配慮がされることとあり、子どもが過ごすさまざまな場でその環境があることが重要であるものの、取組は十分ではなく、声の出せない子どもや、場に参加しづらい子どもの意見については積極的に聴き、反映するよう努めなければならない。

#### IV 第8期子どもの権利委員会を振り返って

##### 鈴木 秀洋 委員長

20年超の歴史ある川崎市子どもの権利委員会の委員長職を務めさせていただきました。

常に子ども視点で活発な意見を交わし合うというこの貴重な場と時間を共有できたこと、委員一人ひとりに感謝します。そして、予定時間をはるかにオーバーしがちな委員会での議論の場と時間を大切にしてくれた事務局の方々にも感謝しています。

この委員会における個々の委員の仕事の量と質は、他の行政の審議会等に比べて、非常に多いです。しかし、それは、この委員会の所掌が条例に位置付けられた重要なものだからと認識しております。

もちろん、行政と建設的な会話をして連携して行くという姿勢も大切ですが、子どもの代弁者として行政に厳しい意見を提示する必要がある場面も少なくありません。振り返ると、この委員会の職務期間中頑張りすぎて倒れたことがあります。それは、子どもの代弁者としての立ち位置で、子ども達から聞いた意見を委員として、きちんと行政に届ける責務が自分にあると踏ん張った場面であったと記憶しています。

昨今子どもの意見を聞くというフレーズが非常に軽く使われているように思えます。確かに、国自治体は、子どもの意見を聞く場の設定を増やしています。しかし、私が現場で、触れ、見ている景色は、「自分達の声は聞かれない」、「聞きに来られない」、「どうせ拾ってもらえない」「聞くだけだよ」という子ども達の声です。

大人達の本気度を子ども達はしっかり見て感じています。子どもが勇気をもって挙げた数々の声をスルーしないでどう反映していくか、大人達の本気度が試されているのです。

「居場所はベッドだけ」、「寂しい」、「本当の悩みは大人には話さない」、「どうせ自分なんか」、「自分が悪いから」、「大人に迷惑をかけたくない」、「わがままといわれた」…権利委員会の活動で、子ども達から直接聞いた数々の言葉は、私の中に重く残り続けています。子ども達が、キャッチボールを続けてくれるのか、ボールを投げることを辞めるのか、私達の返す言葉、子ども達の声を受けた後の私達大人の活動にかかっていると思っています。

悩みを打ち明けてくれた子ども達、教えてくれてありがとう。

私は、あなた達の声に応えるための言動、皆さんの未来の笑顔を創っていく活動・研究をこれからも真摯に続けて行こうと思います。

##### 加藤 悦雄 副委員長

第7期に引き続き、参加させていただきました。今期は、どうすれば子どもたちはこれまで以上に、相談機関を利用できるようになるのか、というテーマでした。そのため、委員会での対話を進めるうちに、子どもを取り巻く関係が子どもの権利実現と密接に関連しているのではないかと気づかされました。そうであるとすれば、子どもの権利保障は、子どもを取り巻く関係の質、関係の形を変えていくことによってこそ、可能になります。

例えば、話を聞かされたり、決められたりするのではなく、意見や思いを表明したり、決定したり、

聴いてもらうことのできる関係（←意見表明権）。比較され序列化されるのではなく、存在を認められる関係（←差別の禁止）。表現を押しとどめようとするのではなく、自分らしく表現することができる関係（←表現の権利）。時間に追われるのではなく、遊んだり、休息できる関係（休息の権利、遊びの権利）。自然から引き剥がされた生活ではなく、自然生態系に包摂され生きていくことができる関係（持続可能な自然環境の権利）・・・。

私たちおとなは子どもと接する際の態度変更（個を尊重した関わりから、システム変更まで）を図るなど、一人ひとりの子どもを取り巻く関係の質を変えていくことに尽力することで、子どもの権利を保障していく応答義務・応答責任（responsibility）があると考えます。さて、今期も、実態調査やヒアリング、対話調査、さらに委員会での話し合いなど、答申をつくり上げる過程で、たいへん多くの皆様にお世話になりました。ありがとうございました。

## 安 ウンギョン 委員

川崎市子どもの権利に関する条例は、日本だけでなく、韓国の子どもの権利条例づくりの動きにも大きな影響を与えました。韓国の多くの自治体から川崎を訪れ、私は何度もその架け橋を担ったこともありました。川崎のモデル、主には、条例の制定過程で子どもを含む市民の関わり方や子どもたちの居場所づくりの大事さなどを参考にした条例が色んな地域で制定され、推進されています。第8期の権利委員会に携わらせていただきながら、これまで川崎の条例実施を検証する仕組みについてはあまり知られていなかったのではないかと認識を改めました。川崎の場合、権利委員会の委員が地域の様々な場所に出向いて、子どもや市民の声を直接聞き、それをもとに行政と何度も対話を重ねています。それは、実効的な条例とするためにとっても大事な取り組みだと感じました。

また、子ども会議のヒアリングの時、2000年の条例づくりに関わった人、子どもの頃条例づくりに関わって今は大人になった人、新たに関わった人、面白そうに入って来た人など、大人から子どもまで、様々な人がその場で気軽に自分のことを話していることがとても印象的でした。そういう場があることで、条例はまだまだ育てられる！と思いました。

オンラインでの参加が多かったですが、みなさんの熱意はインターネットを超えて十分に伝わり、私にとっては気づきと学びの機会ともなりました。委員や事務局の皆さま、本当にありがとうございました。

## 五十嵐 努 委員

子どもの権利委員会・市民委員として5期の途中から10年間関わらせて頂きました。和太鼓や梨栽培の出前授業、子ども食堂、こども文化センター運営委員、地域教育コーディネーターとして、子どもや学校に関わっていることが委員会の中に反映出来たらと活動してきました。

そして委員会活動・作業・話し合いを通して、私自身の子どもたちへの対応もレベルアップしてきました。太鼓や梨栽培といった体験型の出前授業をやっていますが、「感想」を求めても「正解」を答えようとする子ども、そして子どもだけでなく親や教師を含めて、「意見表明」以前に「間違っていたらどうしようと逡巡」する「文化」を感じています。「自分で考え主張できる」ようになるため

には、まだ時間はかかりますが、学校を始めとした子どもの居場所に関わる大人の「子どもの権利条例」に基づくレベルアップが求められていると思います。

### 金子 あかね 委員

個別のヒアリングが終わった後、帰ろうとしている私を玄関まで追いかけてきてくれた子がいました。

「さっき言いたかったことは、こういうことなんです……」と、念を押すように伝えてくれた彼女の真剣な表情を思い出し、その思いに応えられる大人でいたい、信頼して話してもらえる大人でありたいと強く思っています。

今期の委員会でも、毎回の熱心な議論の中で委員の皆さんそれぞれの姿勢からたくさんのことを学ばせていただきました。感謝いたします。

### 霜倉 博文 委員

第7期に引き続き、委員会メンバーとして参加させていただき、貴重な経験ができたことに感謝しています。

ヒアリング調査において、障がいのある子どもとその保護者から、アンケート調査では見えてこない意見が聞けたことが印象深かったです。相談機関に直接相談できない子どもたちの思いを汲み取る仕組みを作るにはどうしたらよいか考えさせられました。また、子どもの権利を保障していくためには、保護者が安心して相談できる機関を整備し、大人の人権も大切にしていかなければならないと改めて感じさせられました。

子どもの権利委員会で活動してきたことを児童福祉の現場や地域活動での実践に活かしていきたいと思います。

### 蔣 香梅 委員

子どもの権利委員会に参加させていただき、ありがとうございました。

会議では、他の委員の皆さんと一緒に、さまざまな視点から「子どもの権利」について話し合いました。

日本に住む外国人の子どもたちが直面している言葉の壁や、文化の違いによる様々の課題を共有できたことは、非常に意義深いものでした。

私の話真剣に耳を傾け、共感してくれた日本人の委員の皆さんの姿勢に感動しました。国籍や出身に関係なく、すべての子どもが大切にされる社会を目指して、一緒に活動できたことに感謝しています。

今後も、違いを尊重し合いながら、すべての子どもたちが安心して生活できる社会づくりに少しでも貢献していきたいと思います。

## 高石 啓人 委員

委員になった当初を思い返すと、川崎市には子どもの権利を保障するための様々な制度があるため、それらがどう活用されているのか期待していた。しかし、実際には、機能しているとは言いがたい制度もあり、考えさせられる機会が何度もあった。市民の声を直接聞く機会があり、制度と現実の乖離を目の当たりにすることになった。制度と現実の乖離があるからこそ、この委員会の存在意義があるともいえる。逆にその乖離を少しでも埋められればとは思っているが、果たしてどれだけ埋められたのだろうか。この活動を通して、少しでも子どもの権利保障が進んだことを願っている。

## 出口 早百合 委員

9年間（3年×3期）子ども権利委員会市民委員として勤めさせて頂きました。

自分の子育ては終了してからの参加でしたが、孫達も川崎で育ち、時代の変化を身近で身に染みて感じながら意見などさせて頂きました。（コロナ禍も間にありとても貴重な体験でした）

実態・意識調査など参加させて頂き川崎市の色々な取り組みなど知ることができたとは思いますが、この委員をしなければ知らなかったとも言えます。自ら知ろうとすることの大切さをしみじみ感じました。

川崎市にあれが足りないあれが欲しいなど意見することも大切だとは思いますが、一市民としてこれからは子ども達に対して自分でできることを少しずつ楽しみながらしていきたいと思います。

最後に、文章が苦手ですとまとめるのがうまくできなくご迷惑おかけしましたが、皆様にお手伝いいただきとても良い仲間ができたと思っております。本当にありがとうございます。楽しかったです。

## 畑 福生 委員

私は第7期と第8期に携わりましたが、第8期においては、これまでの取り組みを改めて見直す意識をもって取り組みました。特に学校の問題（答申における提言2、4）や人権オンブズパーソンの課題（提言2）について掘り下げられたことが今期の特徴といえるかと思えます。

提言においては、関係機関に付度することなく、厳しい指摘（と行政内部からは見られるかもしれませんが、子どもの権利をふまえた正当な指摘）をしました。答申の提出に際し、市長からは「愛ある指摘ととらえています」旨コメントをいただきました。答申について真摯にご対応いただけることを期待しております。

また、第8期は、一時保護所に保護されている子どもや学校内居場所カフェにいる子どもといったこれまでヒアリングできなかった子どもたちの意見に耳を傾けることができたことも大きいです。障害者権利条約制定時のキーワード「私たち抜きに私たちのことを決めないで」は、子どもの権利にも当てはまります。子どもの状況を一番知っているのはその子たちです。今期もヒアリングを通じて子どもたちの意見から学ばせてもらうことが多くありました。

権利委員会がヒアリング結果をまとめた内容について、ある関係機関から、意識すれば、一部の子

の意見に過ぎないから当該意見（その機関には耳の痛い内容）を過大視すべきでない旨のコメントがされたことがありました。権利委員会としては、子どもの立場に立つことが重要であって、数の問題でなく、一人でもそのように感じる子どもがいることを直視しなければならないとして、そのようなコメントには毅然と対応した経過がありました。市民・学識者の委員として子どもの立場で議論を行ってこられたことを誇りに思います。

権利条例制定時の子どもの言葉「まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。（以下略）」は、条例制定から20年以上を経た今でも残念ながら当てはまります。おとなの一人として、おとなの幸せを通じて子どもの幸せが確保されるよう今後も努力していきたいと思います。

第8期答申が子どもの権利保障のさらなる前進に資することができれば幸いです。



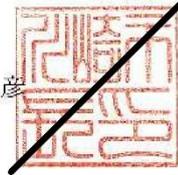
# 資料

1 第8期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

4川こ青第785号  
令和4年12月27日

川崎市子どもの権利委員会  
委員長 鈴木 秀洋 様

川崎市長 福田 紀彦



第8期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

子どもの相談及び救済機関の利用促進

2 諮問の理由

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもを取り巻く環境は大きく変容しています。

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査において、「困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「できない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合が増加傾向にあることを踏まえ、これまで以上に子どもが相談しやすい環境づくりを行っていくことが大切になっていると考えられます。

「子どもの相談及び救済」については第3期子どもの権利委員会において、相談機関ごとに広報の手段、相談機会の確保、相談場所の環境整備、相談員の研修システムの充実等について提案があり、必要な措置をしてきましたが、改めて現在の社会状況等も踏まえ、子どもの相談及び救済機関の利用促進について多様な視点から検証をいただくため諮問するものです。

（こども未来局青少年支援室子どもの権利担当）

電話044-200-2344

2 第8期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
令和4 (2022) 年度	第1回子どもの権利委員会	11月4日(金) 18:00~20:00	第3庁舎15階 第2・3会議室	正副委員長選出/第8期権利委員会について
	第2回子どもの権利委員会	12月27日(火) 18:00~20:00	第3庁舎15階 第2・3会議室	諮問について/行動計画について/調査部会について
	第1回調査部会	2月20日(月) 15:00~17:00	第3庁舎15階 第1・2・3会議室	調査活動について
	第2回調査部会	3月20日(月) 16:00~18:00	第3庁舎5階 総務企画局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
令和5 (2023) 年度	第3回調査部会	4月24日(月) 18:30~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング先候補と内容について
	第3回子どもの権利委員会	5月16日(火) 18:30~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング調査対象と内容について/役割分担について
	ヒアリング調査	6月9日(金)~ 7月25日(火)		
	第4回調査部会	8月4日(金) 17:30~19:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング調査報告について/実態・意識調査の考察について
	第4回子どもの権利委員会	9月8日(金) 18:30~20:30	第3庁舎15階 第1・2・3会議室	第7期答申に対する措置について/第6次行動計画の3年間の評価について/評価部会について
	第1回行動計画部会	10月17日(火) 18:30~20:30	第3庁舎15階 第3会議室	第6次行動計画の3年間の評価に対する意見について
	第5回子どもの権利委員会	11月10日(金) 18:30~20:30	本庁舎3階 303会議室	第6次行動計画の3年間の評価について/ヒアリング調査まとめについて
	第6回子どもの権利委員会	2月6日(火) 18:30~20:30	本庁舎3階 301会議室	対話調査について/第9回子どもの権利に関する実態・意識調査について

令和6 (2024) 年度	第7回子どもの権利委員会	4月22日(月) 18:30~20:30	本庁舎3階 302会議室	ヒアリング調査報告書について/対話調査について
	対話調査	5月15日(水) ~ 6月14日(金)		
	第8回子どもの権利委員会	7月22日(月) 18:30~20:30	本庁舎3階 301会議室	対話調査から見えた答申に向けた課題について
	第9回子どもの権利委員会	9月11日(水) 13:30~15:30	本庁舎15階 こども未来局会議室	答申について
	第10回子どもの権利委員会	10月9日(水) 18:30~20:30	本庁舎3階 301会議室	答申について
	第11回子どもの権利委員会	11月25日(金) 18:30~20:30	本庁舎1階 101会議室	答申について
	第12回子どもの権利委員会	12月16日(月) 18:30~21:00	本庁舎1階 101会議室	答申について ・人権オンブズパーソン・人権オンブズパーソン専門調査員、及び人権オンブズパーソン担当との対話 ・教育委員会事務局教育政策室との対話 ・まとめ
令和7 (2025) 年度	答申	4月25日(金) 11:15~11:30	市長応接室	答申の提出
	第13回子どもの権利委員会	4月25日(金) 13:30~15:30	本庁舎14階 1403会議室	第8次子どもの権利に関する行動計画について 第8期子どもの権利委員会報告書について
	第14回子どもの権利委員会	6月27日(金) 14:00~16:00	本庁舎1階 102会議室	第8次子どもの権利に関する行動計画に向けた意見について
	第15回子どもの権利委員会	8月19日(火) 15:00~17:00	本庁舎15階 こども未来局会議室	第8次子どもの権利に関する行動計画に向けた意見についての確認 第8期子どもの権利委員会報告書について

3 第8期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	分野	備考
あん うんぎょん 安 ウンギョン	へいせいこくさいだいがく せんになんこうし 平成国際大学 専任講師	
いがらし つとむ 五十嵐 努	しみんいいん 市民委員	
かとう えつお 加藤 悦雄	おおつまじょしだいがく きょうじゆ 大妻女子大学 教授	ふくいんちよう 副委員長  ちようさぶかいちよう 調査部会長
かねこ あかね 金子 あかね	こそだ しえんかつどう ねっ っ だいひよう 子育て支援活動 (びーんずネット代表)	
しもくら ひろふみ 霜倉 博文	はくさんあいじえんしせつちよう 白山愛児園施設長	
しょう こうめい 蔣 香梅	かわさきしこくさいこうりゅうきようかい そうだんいん 川崎市国際交流協会 相談員	
すずき ひでひろ 鈴木 秀洋	にほんだいがく きょうじゆ 日本大学 教授	いいんちよう 委員長  こうどうけいかくぶかいちよう 行動計画部会長
たかいし あきと 高石 啓人	にほんだいがく じよきよう 日本大学 助教	
でぐち さゆり 出口 早百合	しみんいいん 市民委員	
はた とみお 畑 福生	べんごし かながわけんべんごしかい 弁護士 (神奈川県弁護士会)	

れいわ ねん がついつちげんざい  
令和7 (2025) 年4月1日現在

にんき れいわ ねん がついつちち ねん がつ にち  
任期：令和4 (2022) 年10月1日～令和7 (2025) 年9月30日

# 川崎市子どもの権利に関する条例

平成 12 (2000) 年 12 月 21 日川崎市条例第 72 号

## 目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)

第 2 章 人間としての大切な子どもの権利  
(第 9 条～第 16 条)

第 3 章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第 1 節 家庭における子どもの権利の保障  
(第 17 条～第 20 条)

第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障 (第 21 条～第 25 条)

第 3 節 地域における子どもの権利の保障  
(第 26 条～第 28 条)

第 4 章 子どもの参加 (第 29 条～第 34 条)

第 5 章 相談及び救済 (第 35 条)

第 6 章 子どもの権利に関する行動計画  
(第 36 条・第 37 条)

第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証  
(第 38 条～第 40 条)

第 8 章 雑則 (第 41 条)

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があると同時に、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者  
(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

## 第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上で

とりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。

(4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。

(5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。

そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

### 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

#### 第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。  
(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようにその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

#### 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係

機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第 23 条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。

- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければ

ならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第 25 条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。

- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。

- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

- 5 第 1 項の文書及び第 3 項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。

- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

### 第 3 節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第 26 条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となつてその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第 27 条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第 28 条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自主的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

#### 第 4 章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第 29 条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第 30 条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第 31 条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第 32 条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自主的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第 33 条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第 34 条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

## 第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

## 第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どものに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どものを支援するものであること。

## 第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子ども

の権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

## 第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則 (平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第7号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号) 抄  
この条例は、公布の日から施行する。

第8期川崎市子どもの権利委員会報告書

2025（令和7）年9月

川崎市子どもの権利委員会

〔事務局〕 川崎市こども未来局青少年支援室  
〔青少年育成・子どもの権利担当〕

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344      F A X 044-200-3931